

別記様式第二十号（第二十五条関係）（令2農水令83・全改）
表

第	号	農産物検査法第31条第3項の立入調査をする 職員の身分証明書
	官 職 氏 名 生年月日	年 月 日
	上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査を する職員であることを証明する。	
上 半 身 前 向 写 真	発 行 者	
	発行年月日	年 月 日

農産物検査法（抄）

（調査）

- 第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のは場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第41条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B 8とする。
- 2 発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。